

# 伊 勢 市 公 報

第 113 号  
平成 22 年 7 月 20 日  
火 曜 日

## 目 次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例を廃止する条例	2
○ 伊勢市職員の育児休業等に関する条例及び伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	4
○ 伊勢市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例	8
○ 伊勢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例	10
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	13
○ 伊勢市立幼稚園条例の一部を改正する条例	23
○ 伊勢市福祉健康センター条例の一部を改正する条例	25
○ 伊勢市ハートプラザみその条例の一部を改正する条例	29
○ 伊勢市立保育所条例の一部を改正する条例	32
○ 伊勢市立認定こども園条例	34
○ 伊勢市児童館条例の一部を改正する条例	38
○ 伊勢市放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例	40
○ 伊勢市障がい者就労支援施設条例	42
○ 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例	48
○ 市立伊勢総合病院看護職員奨学金の貸与に関する条例	50
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	55
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市公印規則及び伊勢市会計規則の一部を改正する規則	57
○ 伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則	59
○ 伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例施行規則を廃止する規則	64
<b>告 示</b>	
○ 伊勢市二見海水浴場施設の使用料の収納に関する業務の一部の委託について	66
○ 平成 21 年度下半期の伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況について	67
○ 道路の区域の変更について	88
○ 道路の供用開始について	89
○ 道路の供用開始について	90
<b>上下水道告示</b>	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店指定取り消しについて	91
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店指定について	92
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画	93
○ 犬の抑留について	94
<b>消防本部公告</b>	
○ 職員採用試験の実施について	95
<b>病院公告</b>	
○ 病院職員採用試験について	99

伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 22 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 15 号

伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例を廃止する条例

伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例（平成 19 年伊勢市条例第 39 号）  
は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市職員の育児休業等に関する条例及び伊勢市職員の勤務時間、

休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一



## 伊勢市条例第16号

伊勢市職員の育児休業等に関する条例及び伊勢市職員の勤務時間、  
休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)」が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員」を「3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、第1号及び第2号を削る。

第10条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第11条第1号中「育児短時間勤務をしている職員」を「育児短時間勤

務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員」に、「第14条第2号」を「第14条第1号」に改め、同条第4号中「第14条第3号」を「第14条第2号」に、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)」が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員」を「3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第14条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第21条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、第1号から第4号までを削る。

第22条第1項中「部分休業」の次に「(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」を加える。

(伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に、「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、「前条第2項」を「第8条第2項」に改め、「(災害その他避けることのでき

ない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成22年6月30日から適用する。

伊勢市職員団体のための職員の仕事の制限の特例に関する条例の一部を

改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 17 号

伊勢市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 時間外勤務代休時間、休日及び休日の代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (3) 年次有給休暇及び休職の期間

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第18号

伊勢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条第7項及び第8項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第11項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第14項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

(伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第16条第6項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改める。

(伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第18条第6項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に伊勢市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員であったものであって、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において職員であって、施行日以後引き続き職員であるものに対するこの条例による改正後の伊勢市職員退職手当支給条例第9条第7項及び第8項の規定の適用については、なお従前の例による。

（伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 施行日前に伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する職員であったものであって、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において職員であって、施行日以後引き続き職員であるものに対するこの条例による改正後の伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第16条第6項の規定の適用については、なお従前の例による。

（伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 施行日前に伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する職員であったものであって、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において職員であって、施行日以後引き続き職員であるものに対するこの条例による改正後の伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条第6項の規定の適用については、なお従前の例による。



伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 19 号

### 伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条各号列記以外の部分中「第 321 条の 8 第 27 項及び第 28 項」を「第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項」に改め、同条第 2 号中「、第 5 項又は第 24 項」を「又は第 19 項」に改め、同条第 3 号中「第 321 条の 8 第 27 項及び第 28 項」を「第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項」に改める。

第 31 条第 3 項中「同項第 1 号の 2」を「同項第 2 号」に、「同項第 1 号の 3」を「同項第 3 号」に、「、同項第 2 号の均等割額の算定期間又は同項第 3 号」を「又は同項第 4 号」に改める。

第 36 条の 3 の次に次の 2 条を加える。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第 36 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第 317 条

の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、

市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第 203 条の 5 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

3 第 1 項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第 203 条の 5 第 4 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第 3 項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」

とする。

第 48 条第 1 項中「第 5 項、第 24 項、第 27 項及び第 28 項」を「第 19 項、第 22 項及び第 23 項」に、「第 5 項、第 24 項及び第 28 項」を「第 19 項及び第 23 項」に、「同条第 27 項」を「同条第 22 項」に改め、同条第 2 項中「第 321 条の 8 第 29 項」を「第 321 条の 8 第 24 項」に改め、同条第 3 項中「第 321 条の 8 第 27 項」を「第 321 条の 8 第 22 項」に、「同条第 26 項」を「同条第 21 項」に、「、第 5 項又は第 24 項」を「又は第 19 項」に、「同条第 28 項」を「同条第 23 項」に改め、同条第 4 項中「、第 5 項又は第 24 項」を「又は第 19 項」に、「同条第 27 項」を「同条第 22 項」に、「第 321 条の 8 第 28 項」を「第 321 条の 8 第 23 項」に改める。

第 50 条第 2 項中「、第 5 項又は第 24 項」を「又は第 19 項」に、「同条第 28 項」を「同条第 23 項」に、「、第 4 項又は第 5 項」を「又は第 4 項」に改め、同条第 3 項中「、第 5 項又は第 24 項」を「又は第 19 項」に改める。

第 51 条第 2 項中「納期限前 7 日」の次に「(同項第 4 号に掲げる者又は同項第 5 号に掲げる者のうち規則で定めるものにあつては、納期限)」を加える。

第 54 条第 7 項中「第 10 条の 2 の 10」を「第 10 条の 2 の 11」に改める。

第 89 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

第 90 条第 2 項及び第 3 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

第 95 条中「3,298 円」を「4,618 円」に改める。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「1,564 円」を「2,190 円」に改める。

附則第 19 条の 3 を次のように改める。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第 19 条の 3 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項に

において「非課税上場株式等管理契約」という。)に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等(その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。))を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の3の次に2条を加える改正規定及び第54条第7項の改正規定並びに次条第1項から第3項までの規定 平成23年1月1日
- (2) 第51条、第89条及び第90条の改正規定 平成23年4月1日
- (3) 附則第19条の3の改正規定及び次条第4項の規定 平成25年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の伊勢市市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

- 2 新条例第36条の3の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。
- 3 平成23年中に新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書を提出する場合には、同条第2項中「前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告書(同条第2項の規定により提出した同条第1項の規定による申告書を含む。)に記載した事項のうち前項各号又は法第317条の3の3第1項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。
- 4 新条例附則第19条の3の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 5 新条例第19条、第31条、第48条及び第50条の規定は、平成22年10月1日以後に解散(合併による解散を除く。)が行われた場合におけ

る各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 平成22年10月1日（次項及び第3項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。



- (1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000 本につき 1,320 円
  - (2) 新条例附則第 16 条の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこ 1,000 本につき 626 円
- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 27 号）別記第 2 号様式による申告書を指定日から起算して 1 月以内に市長に提出しなければならない。
  - 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 23 年 3 月 31 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。第 6 項において「施行規則」という。）第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。
  - 5 第 2 項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第 19 条、第 94 条第 2 項、第 98 条第 4 項及び第 5 項並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、新条例第 19 条中「第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、」とあるのは「伊勢市市税条例の一部を改正する条例（平成 22 年伊勢市条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 22 年改正条例」という。）附則第 3 条第 4 項、」と、同条第 2 号及び第 3 号中「第 98 条第 1 項若しくは第 2 項」とあるのは「平成 22 年改正条例附則第 3 条第 3 項」と、新条例第 94 条第 2 項中「前項」とあるのは「平成 22 年改正条例附則第 3 条第 2 項」と、新条例第 98 条第 4 項中「施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 27 号）別記第 2 号様式」と、同条第 5 項中「第 1 項又は第 2 項」とあるのは「平成 22 年改正条例附則第 3 条第 4 項」と、新条例第 101 条第 2 項中「第 98 条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「平成 22 年改

正条例附則第 3 条第 4 項」と読み替えるものとする。

- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 2 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第 99 条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第 98 条第 1 項から第 3 項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

伊勢市立幼稚園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 20 号

### 伊勢市立幼稚園条例の一部を改正する条例

伊勢市立幼稚園条例（平成 17 年伊勢市条例第 180 号）の一部を次のように改正する。

別表伊勢市立四郷幼稚園の項中「伊勢市楠部町 2484 番地」を「伊勢市一字田町 891 番地 1」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市福祉健康センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 21 号

### 伊勢市福祉健康センター条例の一部を改正する条例

伊勢市福祉健康センター条例（平成 17 年伊勢市条例第 84 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「必要な事業」を「必要な業務」に改め、同条第 2 号中「使用」を「利用」に改める。

第 7 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

第 7 条第 2 項中「使用時間」を「利用時間」に改める。

第 8 条第 3 項中「市長又は指定管理者(以下「市長等」という。)」を「指定管理者」に、「市長等」を「指定管理者」に改める。

第 12 条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長等」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改める。

第 13 条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第 1 項中「使用」を「利用」に、「市長等」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「市長等」を「指定管理者」に改める。

第 14 条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第 1 項中「市長等」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条第 2 項中「市長等」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改める。

第 15 条を次のように改める。

(利用料金等)

第 15 条 次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる額のセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- (1) 別表第 2 に掲げる各室を利用しようとするもの（ただし、第 12 条に定める者を除く。） 無料

(2) 第 12 条に定める者で別表第 2 に掲げる各室を利用しようとするもの  
別表第 2 に定める額

(3) 第 9 条の承認を得て身体障害者デイサービス事業を利用した者  
市長が別に定める額

2 前項第 2 号に規定する利用料金は、指定管理者が別表第 2 に掲げる額の範囲内において、指定管理者が定めるものとする。この場合において、利用料金を定めようとするときは、市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

4 指定管理者は、第 9 条の承認を得て身体障害者デイサービス事業を利用した者にあつては、第 1 項第 3 号に定める利用料金のほか、身体障害者デイサービス事業の実施に要する費用のうち、創作的活動に係る材料費等の全部又は一部を利用者から納付させることができる。

第 17 条を削る。

第 16 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 17 条とする。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金の減免)

第 16 条 指定管理者は、公益上特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第 18 条の見出し中「目的外使用」を「目的外利用」に改め、同条中「使用」を「利用」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第 19 条中「使用者」を「利用者」に、「使用又は利用」を「利用」に、「使用」を「利用」に改める。

第 20 条第 1 項中「使用者」を「利用者」に改め、同条第 2 項中「使用」を「利用」に、「使用者」を「利用者」に改める。

別表第 2 中「センター使用料」を「センター利用料金」に改め、「附属器具の使用料」を「附属器具の利用料」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。



伊勢市ハートプラザみその条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 22 条

伊勢市ハートプラザみその条例の一部を改正する条例

伊勢市ハートプラザみその条例（平成 17 年伊勢市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条を第 15 条とし、第 11 条を第 14 条とする。

第 10 条第 1 項中「第 6 条」を「第 9 条」に改め、同条第 2 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 13 条とする。

第 9 条を第 12 条とする。

第 8 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 11 条とする。

第 7 条第 1 項中「別表に掲げる各室」を「各室」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 10 条とする。

第 6 条中「市長」を「指定管理者」に、「別表に掲げる各室」を「各室」に改め、同条を第 9 条とする。

第 5 条第 3 項中「市長」を「指定管理者」に「別表に掲げる各室」を「各室」に改め、同条を第 8 条とする。

第 4 条の次に次の 3 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 5 条 市長は、ハートプラザの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にハートプラザの管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 6 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 4 条(第 2 号及び第 4 号を除く。)に規定する事業を行うために必要な業務

- (2) ハートプラザの使用の許可に関する業務
- (3) ハートプラザの維持及び管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ハートプラザの管理に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務  
(利用時間及び休館日)

第7条 第3条に規定する施設(以下「施設」という。)の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があるとき認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 利用時間 午前9時から午後5時まで
- (2) 休館日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)並びに1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 別表に掲げる各室(以下「各室」という。)の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。

別表中「(第5条―第7条、第10条)」を「(第8条―第10条、第13条)」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

伊勢市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第23号

### 伊勢市立保育所条例の一部を改正する条例

伊勢市立保育所条例（平成17年伊勢市条例第88号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 伊勢市保育所条例

第11条を第12条とする。

第10条の次に次の1条を加える。

（社会福祉法人等への準用）

第11条 第3条から第5条まで及び第7条から前条までの規定は、社会福祉法人及びその他の者が設置する保育所について準用する。

別表伊勢市立あさま保育所の項中「伊勢市朝熊町 1997 番地 1」を「伊勢市一字田町 891 番地 1」に、「90 人」を「70 人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

伊勢市立認定こども園条例をここに公布する。

平成 22 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第24号

### 伊勢市立認定こども園条例

(設置)

第1条 小学校就学前の子どもに対し、教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。)第3条第2項に規定する伊勢市立認定こども園(以下「認定こども園」という。)を設置する。

(名称等)

第2条 認定こども園の名称、構成する施設、位置及び定員は、次のとおりとする。

名 称	構成する施設	位置	定員
伊勢市立しごう こども園	伊勢市立あさま保育所	伊勢市一宇田 町891番地1	100人
	伊勢市立四郷幼稚園		

(事業)

第3条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づく保育所における保育
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育
- (3) 就学前保育等推進法第2条第6項に規定する子育て支援事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らし、市長が必要と認める事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(入園の資格)

第4条 認定こども園に入園できる者は、次の各号のいずれかに該当する

ものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有し、伊勢市保育所条例（平成17年伊勢市条例第88号）第3条に規定する保育の実施の基準に該当する者
- (2) 本市の区域内に住所を有する満4歳から小学校就学の始期に達するまでの者（当該年度中に満4歳に達する者を除く。）で、前号に該当しないもの

（入園の申込み）

第5条 認定こども園に入園を希望する者（以下「入園希望者」という。）の保護者は、市長に入園の申込みを行い、その承諾を受けなければならない。

（入園の制限）

第6条 第4条の規定にかかわらず、入園希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、入園の不承諾の決定をすることができる。

- (1) 感染性疾患を有するとき。
- (2) 認定こども園における保育及び教育に適合できないと認められるとき。
- (3) 設備その他の理由により入園させる余力がないとき。
- (4) その他認定こども園の管理運営上支障があると認められるとき。

（退園の届出）

第7条 現に在園する者（以下「在園児童」という。）を退園させようとする保護者は、その旨を市長に届け出なければならない。

（入園の承諾の解除）

第8条 市長は、在園児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、入園の承諾を解除することができる。

- (1) 第4条各号の規定に該当しなくなった場合
- (2) 第6条第1号又は第2号に該当することとなった場合



(3) 第5条の規定による入園申込みの内容に虚偽があった場合

(4) その他市長が不相当と認める場合

(保育料)

第9条 入園の承諾を受けた者の保護者は、次の各号に掲げる保育料を納付しなければならない。

(1) 第4条第1号の規定に該当する者 伊勢市保育所条例施行規則（平成17年伊勢市規則第61号）第6条に定める額

(2) 第4条第2号の規定に該当する者 伊勢市立幼稚園条例（平成17年伊勢市条例第180号）第3条に定める額

(保育料の減免)

第10条 市長は、特別の事由があると認めるときは、前条の保育料を減額し、又は免除することができる。

(保育料の返還)

第11条 納付された保育料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条に規定する入園の申込みその他必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

伊勢市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 25 号

伊勢市児童館条例の一部を改正する条例

伊勢市児童館条例（平成 17 年伊勢市条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「午後 6 時 10 分」を「午後 6 時」に、「午前 8 時 30 分」を「午前 8 時」に改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

平成 22 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 26 号

伊勢市放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例

伊勢市放課後児童健全育成施設条例（平成 17 年伊勢市条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書を削る。

第 6 条第 1 項中「午前 8 時 30 分」を「午前 8 時」に改め、同条第 2 項ただし書を削る。

第 7 条第 2 項ただし書を削る。

第 8 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 10 条及び第 11 条中「市長又は」を削る。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市障がい者就労支援施設条例をここに公布する。

平成 22 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 27 号

### 伊勢市障がい者就労支援施設条例

伊勢市心身障害者授産施設条例（平成 17 年伊勢市条例第 99 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 雇用されることの困難な障がい者に就労の機会を提供するとともに、生産活動の機会の提供その他の知識及び能力の向上のために必要な支援を行い、もって障がい者の福祉の増進を図るため、伊勢市障がい者就労支援施設（以下「就労支援施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 就労支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
伊勢市ひまわり	伊勢市八日市場町 13 番 1 号
伊勢市工房そみん	伊勢市二見町茶屋 314 番地 3
伊勢市小俣さくら園	伊勢市小俣町宮前 577 番地 1
伊勢市御菌しらぎく園	伊勢市御菌町長屋 415 番地 1

（事業）

第 3 条 就労支援施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 15 項に規定する就労継続支援を行う事業
- (2) 前号に掲げるもののほか就労支援施設の設置の目的を達成するため市長が必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第 4 条 市長は、就労支援施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」

という。)に就労支援施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業を行うために必要な業務
- (2) 就労支援施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、就労支援施設の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(就業時間及び休日)

第6条 就労支援施設の実業時間は、午前9時から午後4時までとする。

2 就労支援施設の実日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで
- (4) その他市長が特に必要と認めた日

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、就業時間及び休日を変更することができる。

(利用者の範囲)

第7条 就労支援施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第19条第1項に規定する支給決定(第3条第1号に掲げる事業に係るものに限る。)を受けた者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4の規定により措置された者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に適当と認める者

(利用の承認)



第 8 条 就労支援施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 前条第 2 号に規定する措置をとる旨の決定を行った機関は、当該決定に係る者につき就労支援施設を利用しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を得なければならない。

(利用の不承認)

第 9 条 市長は、就労支援施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、就労支援施設の利用の承認をしないことができる。

- (1) 感染性の疾病その他の理由により他の利用者に悪影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (2) 就労支援施設の管理上支障があると認めるとき。
- (3) その他市長が利用を不相当と認めるとき。

(利用承認の取消し等)

第 10 条 市長は、第 8 条第 1 項の利用の承認を得た者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、就労支援施設の利用の承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 前条の規定に該当するに至ったとき。
- (2) 入院加療を要すると認めるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(利用料金)

第 11 条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者が別に定める納期限までに納付しなければならない。

2 前項の利用料金の額は、当該利用者につき市長が法第 29 条第 3 項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同条第 1 項の特定費用を加算した額とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受さ

せるものとする。

(利用料金の減免又は納付の猶予)

第 12 条 指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、利用料金を減免し、又はその納付を猶予することができる。

(損害賠償の義務)

第 13 条 利用者は、故意又は過失により就労支援施設の建物、設備又は附属器具を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の伊勢市心身障害者授産施設条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づく利用の承認の申請その他の手続は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

(伊勢市福祉健康センター条例の一部改正)

3 伊勢市福祉健康センター条例（平成 17 年伊勢市条例第 84 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号中「伊勢市ひまわり授産所」を「伊勢市ひまわり」に改める。

第 11 条第 2 号を次のように改める。

(2) 伊勢市ひまわり 伊勢市障がい者就労支援施設条例(平成 22 年伊

勢市条例第 27 号)

別表第 1 中

伊勢市 中央保健 センター	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	1 日曜日及び土曜日 2 国民の祝日に関する 法律に規定する休日
伊勢市 ひまわり 授産所	午前 9 時 から午後 4 時まで	3 1 月 2 日、1 月 3 日及 び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで

を

伊勢市 中央保健 センター	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 まで	1 日曜日及び土曜日 2 国民の祝日に関する 法律に規定する休日 3 1 月 2 日、1 月 3 日及 び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで
伊勢市 ひまわり	午前 9 時 から 午後 4 時 まで	1 日曜日及び土曜日 2 国民の祝日に関する 法律に規定する休日 3 1 月 2 日、1 月 3 日及 び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで 4 その他市長が特に必 要と認めた日

に改める。

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

をここに公布する。

平成 22 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 28 号

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する  
条例

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例（平成 17 年伊勢市条例第 100 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の見出しを「利用料金」に改め、同条第 1 項中「利用料を市長」を「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者」に改め、同条第 2 項中「利用料」を「利用料金」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

第 13 条の見出し中「利用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「利用料」を「利用料金」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

市立伊勢総合病院看護職員奨学金の貸与に関する条例をここに公布する。

平成 22 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 29 号

### 市立伊勢総合病院看護職員奨学金の貸与に関する条例

#### (目的)

第 1 条 この条例は、助産師又は看護師（以下「看護職員」という。）を養成する養成施設に在学する者で、市立伊勢総合病院（以下「病院」という。）において看護職員の業務（以下「業務」という。）に従事しようとするものに対し奨学金を貸与することにより、これらの者の修学を容易にし、もって病院における看護業務の充実に資することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において「養成施設」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号。以下「法」という。)

第 20 条第 1 号に規定する文部科学大臣の指定した学校

(2) 法第 20 条第 2 号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所

(3) 法第 21 条第 1 号に規定する文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学

(4) 法第 21 条第 2 号に規定する文部科学大臣の指定した学校

(5) 法第 21 条第 3 号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所

#### (対象者)

第 3 条 奨学金の貸与の対象となる者は、養成施設に在学し、卒業後、病院において業務に従事しようとするものとする。

#### (貸与の方法)

第 4 条 奨学金は、第 6 条の規定による決定の際に病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める月から奨学生が養成施設を卒業する日の属する月までの間の 48 箇月以内において貸与するものとする。

#### (貸与の額等)

第5条 貸与する奨学金の額は、月額5万円とする。

2 奨学金を返還する際の利息は、無利息とする。

(奨学生の決定)

第6条 管理者は、別に定める基準によって選考し、奨学金の貸与を受け  
る者(以下「奨学生」という。)を決定する。

(貸与の取消し等)

第7条 管理者は、奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、当  
該事実の生じた日の属する月からその貸与を取り消すものとする。

(1) 養成施設を退学したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

(4) 申請書に虚偽の記載をし、又は不正の手段によって奨学生となっ  
たとき。

(5) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められ  
るとき。

(6) 素行又は学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

2 管理者は、奨学生が養成施設を休学し、又は停学の処分を受けたとき  
は、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学し  
た日の属する月の分まで奨学金の貸与を停止するものとする。

3 管理者は、奨学生が留年したときは、その年の1年間の奨学金の貸与  
は行わないものとする。ただし、翌年進級した場合は、その年から奨学  
金の貸与を再開するものとする。

(奨学金の返還)

第8条 奨学生又は奨学金の貸与を受けた者は、前条第1項の規定により  
奨学金の貸与の取消しを受けたとき、又は養成施設を卒業したときは、  
貸与を受けた奨学金の全額を、それぞれの理由の生じた日の属する月の



翌月から起算して貸与を受けた期間（同条第2項又は第3項の規定により奨学金の貸与を行わなかった期間を除く。）に相当する期間内に返還しなければならない。

（返還の猶予）

第9条 前条の規定にかかわらず、管理者は、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する間、その返還を猶予することができる。

- (1) 病院に在職しているとき。
- (2) 第7条第1項の規定により奨学金の貸与を取り消された後も、引き続き養成施設に在学しているとき。
- (3) 養成施設を卒業後、なお、他の養成施設に在学しているとき。
- (4) 疾病、災害その他やむを得ない理由があるとき。

（返還の免除等）

第10条 前2条の規定にかかわらず、管理者は、奨学金の貸与を受けた者が養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得した後、直ちに病院において業務に従事したときは、その在職の期間に応じ、貸与した奨学金の全額又は一部の返還を免除するものとする。ただし、疾病、災害その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかつたときは、当該期間は、業務に従事した期間には算入しないものとする。

- 2 前項の規定により貸与した奨学金の一部の返還の免除をする場合の額は、病院における在職の期間に第5条第1項に定める月額を乗じて得た額とする。ただし、病院における在職の期間が奨学金の貸与を受けた期間を超えたときは、貸与した奨学金の全額の返還を免除する。
- 3 前項の在職の期間の算出は、月数によるものとし、業務に従事した初めの日の属する月から業務に従事しなくなった日の属する月までとす

る。

- 4 管理者は、第1項本文に掲げる者のほか、奨学金の貸与を受けた者が死亡し、又は心身の故障のため業務に従事することができなくなったときは、当該奨学金のうち返還の期日が到来していないものについて、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、奨学金の貸与及び返還に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

平成 22 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 30 号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年伊勢市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 7 項第 1 号中「若しくは第 4 号」を「、第 5 号若しくは第 10 号」に改め、同項第 2 号中「第 4 条第 2 項第 3 号」の次に「、第 8 号、第 9 号又は第 13 号」を加える。

附 則

この条例は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

伊勢市公印規則及び伊勢市会計規則の一部を改正する規則をここに公布

する。

平成 22 年 7 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第23号

伊勢市公印規則及び伊勢市会計規則の一部を改正する規則

(伊勢市公印規則の一部改正)

第1条 伊勢市公印規則(平成17年伊勢市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表出納員印の項中 「

障がい福祉課の所管事務に 係る諸収入金の収納	障がい福祉課長	1
---------------------------	---------	---

」を

「

障がい福祉課の所管事務に 係る諸収入金の収納	障がい福祉課長	1
商工労政課の所管事務に 係る諸収入金の収納	商工労政課長	1

」に改める。

(伊勢市会計規則の一部改正)

第2条 伊勢市会計規則(平成17年伊勢市規則第42号)の一部を次のように改正する。

別表観光交通部の部産業支援課の項の前に次のように加える。

商工労政課	課長	商工労政課の所管事務 に係る諸収入金の収納	商工労政 課長	商工労政課 員
-------	----	--------------------------	------------	------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第24号

伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

伊勢市消防吏員服制規則（平成17年伊勢市規則第154号）の一部を次のように改正する。

別表冬帽の部製式の項を次のように改める。

製式	男性	円形とし、前ひさし及びあごひもは、黒色とする。 あごひもの両端は、帽の両側において金色金属製消防章各1個で留める。 形状は、図のとおりとする。
	女性	円形つば型とし、帽のまわりに濃紺又はその類似色のリボンを巻くものとする。 形状は、図のとおりとする。

別表冬帽の部周章の項中「帽の腰まわりには」を「男性については、帽の腰まわりには」に改め、同表夏帽の部製式の項を次のように改める。

製式	男性	円形とし、前ひさし及びあごひもは、紺色又はその類似色とする。 あごひもの両端は、帽の両側において金色金属製消防章各1個で留める。 腰は、藤づる編みとし、すべり革には、所要の通風口を付ける。 天井の内側には、汚損よけを付ける。 形状は、冬帽と同様とする
	女性	冬帽と同様とする。

別表夏帽の部周章の項中「帽の腰回りに」を「男性については、帽の



前面

腰まわりに」に改め、同表冬服の部上衣の款製式の項中

折り襟とする。

胸部は、2重とし、消防章を付けた金色金属製ボタンを2行に付ける。を  
形状は、図のとおりとする。

前面	男性	折り襟とする。 胸部は、2重とし、消防章を付けた金色金属製ボタンを2行に付ける。 形状は、図のとおりとする。
	女性	打合せを右上前とするほかは、男性と同様とする。

に改め、襟章の項を削り、同表冬服の部下衣の款製式の項を次のように改める。

製式	男性	長ズボンとする。 形状は、図のとおりとする。
	女性	長ズボン又はキュロットスカートとする。 形状は、図のとおりとする。

同表夏服の部上衣の款製式の項中

前面	シャツカラーの長そでとする。 淡青色又はその類似色のボタンを1行に付ける。 形状は、図のとおりとする。
----	---

を

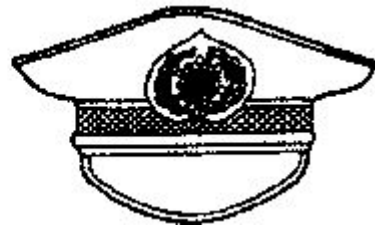
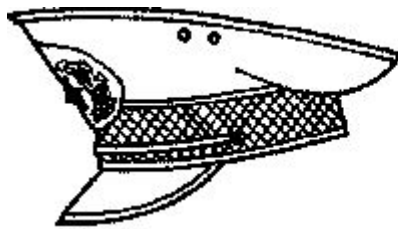
前面	男性	シャツカラーの長そで又は半そでとする。 淡青色又はその類似色のボタンを1行に付ける。 形状は、図のとおりとする。
	女性	打合せを右上前とするほかは、男性と同様とする。

」

に改める。

別表靴の項中「黒革の」を「黒の」に改める。

別表冬帽の図中



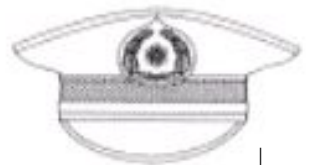
を

」

「

女性

男性



」

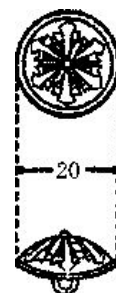
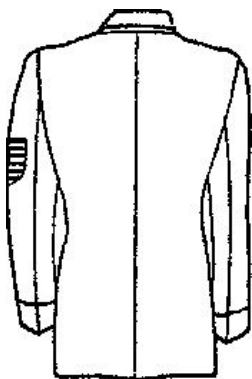
に改め、同表伊勢市消防職員バッヂの図を削り、同表冬服の図を次のよう  
に改める。

冬服

後面

前面

ボタン



ズボン



附 則

キュロットスカート



この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例施行規則を廃止する規則をここに

公布する。

平成 22 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 25 号

伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例施行規則を廃止する規則  
伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例施行規則(平成 20 年伊勢市規則第  
23 号) は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 61 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市二見浦海水浴場施設の使用料の収納に関する業務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 22 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納に関する業務を委託した者

伊勢市本町 14 番 6 号

伊勢市観光協会

会長 牧戸福司

2 委託期間

平成 22 年 7 月 3 日から平成 22 年 8 月 31 日まで

伊勢市告示第 62 号

平成 21 年度下半期の伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況を次のとおり公表します。

平成 22 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 平成21年度 下半期伊勢市病院事業の業務状況

### 1. 事業の概況

今期においても全国的な勤務医不足と看護師不足の状況が続くなか、地域医療は非常に厳しい状況が続いています。

当院におきましても、昨年度に策定した公立病院改革プランに基づき、病院運営を進めてきました。

そのような中、二次救急を行う地域の中核病院として、市民の皆様信頼される病院を目指し、良質かつ高度の医療を提供できるよう、医療提供体制の確保と医療水準の向上に努力してまいりました。

病院の利用状況といたしましては、延べ入院患者数41,984人、延べ外来患者数76,490人、健診者数5,963人となり、前年度と比較致しますと、入院患者数におきましては、912人の減少、外来患者数におきましても、4,624人の減少、健診者数におきましては、113人の増加となりました。

事業収支におきましては、事業収益5,975,385千円（内一般会計負担金400,000千円を含む）、事業費用6,214,001千円で収支差引238,616千円の単年度純損失を生じました。

一方、資本的収入におきましては、一般会計からの負担金100,000千円に対し支出では資産購入費79,456千円、企業債元金の償還に127,821千円、投資として看護職員就職準備資金の1,500千円となり、このうち資産購入費の主なものとして、サージカルドリルシステム（7,140千円）、麻酔ネットワークシステム（12,188千円）、関節鏡システム（8,400千円）、超音波診断装置（14,700千円）等の導入並びにその他更新整備を図ったところであります。

資本的総支出額といたしましては、208,777千円となり、収支差引108,777千円の不足額を生じましたが、一時借入金で措置いたしました。

以上が今期の主な概況であります。当年度未処理欠損金が31億5千余万円（前年度未処理欠損金が29億1千余万円）を有しておりますので、経費の節減、合理化等経営改善に努め、健全経営に努力するとともに、安全で安心していただける医療を推進し、地域医療を確保してまいります。

### 2. 職員に関する事項

（単位：人）

年 月 日	医 師	医療 技術職員	看護 (准) 師	事務職員	その他 の職員	嘱 託	計
21. 9. 30	47	57	209	20	21	60	414
22. 3. 31	45	56	206	20	21	60	408

\*医師数に事業管理者を含む。



### 3. 経理の状況

平成21年 4月 1日から

平成22年 3月31日まで

#### (1) 平成21年度伊勢市病院事業予算執行状況

(単位：円)

区 分	予 算 額 A	予算執行額 B	予 算 残 額	B/A%	備 考
(収益的収入)					
病院事業収益	6,037,456,000	5,995,538,346	41,917,654	99.3	
医業収益	5,362,786,000	5,287,701,857	75,084,143	98.6	
健診収益	204,919,000	225,753,194	△ 20,834,194	110.2	
医業外収益	469,651,000	482,083,295	△ 12,432,295	102.6	
特別利益	100,000	0	100,000	0.0	
(収益的支出)					
病院事業費用	6,298,156,000	6,171,616,970	126,539,030	98.0	
医業費用	5,990,661,000	5,873,074,320	117,586,680	98.0	
健診費用	133,926,000	128,871,643	5,054,357	96.2	
医業外費用	171,406,000	168,608,491	2,797,509	98.4	
特別損失	1,163,000	1,062,516	100,484	91.4	
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0	
(資本的収入)					
資本的収入	100,000,000	100,000,000	0	100.0	
負担金	100,000,000	100,000,000	0	100.0	
(資本的支出)					
資本的支出	210,322,000	208,777,289	1,544,711	99.3	
建設改良費	80,000,000	79,455,652	544,348	99.3	
企業債償還金	127,822,000	127,821,637	363	100.0	
投資	2,500,000	1,500,000	1,000,000	60.0	

平成21年 4月 1日から  
平成22年 3月31日まで

(2) 平成21年度伊勢市病院事業損益計算書

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
病院事業費用	6,214,001,315	病院事業収益	5,975,384,901
医業費用	5,829,491,740	医業収益	5,279,898,726
給与費	3,483,865,603	入院収益	3,473,334,132
材料費	1,284,519,438	外来収益	1,676,490,801
経費	791,808,650	その他医業収益	130,073,793
減価償却費	249,270,009	健診収益	214,993,390
資産減耗費	3,710,019	健診収益	214,993,390
研究研修費	16,318,021	医業外収益	480,492,785
健診費用	127,048,605	他会計補助金	7,778,800
給与費	70,262,347	他会計負担金	400,000,000
材料費	9,047,824	県補助金	586,170
経費	35,685,161	国庫補助金	5,888,000
減価償却費	12,053,273	負担金交付金	3,000,000
医業外費用	256,398,454	その他医業外収益	63,239,815
支払利息及び企			
業債取扱諸費	25,153,989		
繰延勘定償却	110,203,910		
雑損失			
(消費税雑損失)	103,259,892		
負担金	17,152,863		
医業外雑費	627,800		
特別損失	1,062,516		
その他特別損失	1,062,516		
当期純利益	△ 238,616,414		
合 計	5,975,384,901	合 計	5,975,384,901

平成22年3月31日

(3) 平成21年度伊勢市病院事業貸借対照表

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	3,377,612,789	流動負債	2,186,613,343
有形固定資産	3,371,305,904	一時借入金	1,500,000,000
土地	1,124,709,245	未払金	685,563,029
建物	5,323,027,338	医業未払金	652,772,285
構築物	296,438,161	未払消費税	2,875,194
器械備品	3,411,141,665	その他未払金	29,915,550
車両	5,217,388	その他流動負債	1,050,314
減価償却累計額	△ 6,789,227,893	預り金	50,314
無形固定資産	4,806,885	預り保証金	1,000,000
電話加入権	3,562,685	資本金	1,153,556,099
施設利用権	1,244,200	自己資本金	510,318,431
投資	1,500,000	借入資本金	643,237,668
投資	1,500,000	企業債	643,237,668
流動資産	1,158,694,123	剰余金	1,530,174,817
現金預金	217,007,515	資本剰余金	4,445,755,772
預金	217,007,515	受贈財産評価額	169,801,214
未収金	919,145,324	国庫補助金	102,949,000
医業未収金	881,365,905	他会計補助金	389,320,000
医業外未収金	37,779,419	工事負担金	53,395,358
貯蔵品	22,541,284	寄附金	139,100,000
薬品	15,290,219	補助金	16,190,200
診療材料	7,251,065	他会計負担金	3,575,000,000
繰延勘定	95,420,933	欠損金	2,915,580,955
退職給与金	95,420,933	前年度未処理欠損金	2,915,580,955
退職給与金	95,420,933	当期純利益	△ 238,616,414
合 計	4,631,727,845	合 計	4,631,727,845

#### 4. 平成22年度予算の概要と事業の経営方針

平成22年度の病院事業につきましては、全国的な勤務医不足、看護師不足の状況は変わらず、それに伴う収益の減少などから、財政事情はさらに厳しくなるものと予想されますが、地域住民への高度医療技術の提供に努めるとともに、経営改善に努め、地域医療の確保へ、全力で取り組む所存であります。

事業運営につきましては、業務予定量といたしまして、入院患者数を一日231人で年間延べ84,496人、外来患者数を一日679人で年間延べ164,911人、健診・ドックを一日39人で年間延べ10,900人を予定し、収益的収入では医業収益で5,471,680千円、健診収益で208,943千円と一般会計からの負担金450,000千円等を合わせ合計6,170,236千円を計上し、また支出といたしましては、給与費、材料費等の医業費用で5,960,038千円、健診費用で140,700千円等合わせて、6,206,450千円を予定いたしました。

その結果、消費税整理後の収支では、収益的収支におきましては、102,790千円の純損失を生ずる見込みであります。

一方、資本的収支におきましては、収入として一般会計からの負担金100,000千円、支出では、高度医療機器の更新等建設改良費に100,000千円、企業債償還金129,751千円、投資として看護職員就職準備資金の8,500千円を合わせ238,251千円を予定計上いたしました。

この結果、138,251千円の収支不足となりますが、一時借入金で措置いたす予定であります。

## 平成21年度 下半期伊勢市水道事業の業務状況

### 1 事業の概要

本年度の水道事業は、給水の安定及び有収率の向上を図り、効率的な維持管理を行うため老朽配水本管の更新や増口径管への布設替工事のほか、配水本管の未整備地区への新規布設工事並びに施設の整備改良工事を実施するとともに、下水道工事などに伴う配水本管布設替工事等を実施いたしました。

また、中須水源地内にある取水井の劣化及び地下水位の低下により、取水に支障をきたしているため、取水井更新工事を行いました。

事業運営面では、給水戸数は54,302戸で前年度より101戸増加し、有収率は87.6%で前年度に比し0.1ポイントの増加となりましたが、需要者の節水意識の浸透、節水機器の普及等により、年間配水量は17,845千立方メートルで前年度に比し1.1%の減少、有収水量は15,633千立方メートルで前年度に比し0.9%の減少となりました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益2,853,877千円、事業費用2,291,219千円の執行となり、562,658千円の純利益を生じ、当年度未処分利益剰余金は562,658千円となりました。

一方、資本的収支におきましては、収入462,795千円、支出1,473,494千円の執行となり、建設改良費繰越財源2,146千円を除くと、1,012,845千円の収支不足となりましたが、損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補てんいたしました。

また、資本的収支の収入において78,353千円、支出において254,125千円を翌年度に繰越しました。

以上が本年度における事業の概要であります。今後も有収水量の減少が見込まれる深刻な状況下で、事業費用を圧迫する受水費、企業債償還金等の諸経費とともに、施設の整備改良事業を推進する必要があり、事業運営が厳しくなることが予測されますが、あくまで独立採算制の堅持を第一目標とし、経費節減はもとより、公共性と経済性の調和を図りながら、効率的な運営に努め、安心な水、給水の安定、市民サービスの向上になお一層の努力を重ねる所存であります。

### 2 給水状況

#### (1) 給水戸数と給水人口

区 分		H21.3.31	H22.3.31	増 減	増減率(%)
上水道	給水戸数	54,136戸	54,239戸	103戸	100.2%
	給水人口	133,850人	132,996	△854人	99.4%
簡易水道	給水戸数	65戸	63戸	△2戸	96.9%
	給水人口	107人	101人	△6人	94.4%

#### (2) 給水収益(税込み)

(単位 千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	収入率(%)
上水道	2,858,495	2,778,952	97.2
簡易水道	1,540	1,499	97.3

## (3) 配水量と有収水量

(単位: m<sup>3</sup>)

区 分		平成20年度	平成21年度	増 減	増減率 (%)
上水道	配水量	18,023,028	17,833,846	△189,182	99.0
	有収水量	15,771,955	15,625,587	△146,368	99.1
	有収率 (%)	87.5	87.6	0.1	—
簡易水道	配水量	11,416	10,689	△727	93.6
	有収水量	8,437	7,900	△537	93.6
	有収率 (%)	73.9	73.9	—	—

## 3 職員に関する事項

(単位: 人)

区 分	職員	技能労務職員	嘱託職員	計
H21.9.30	21	17	4	42
H22.3.31	21	17	4	42

## 4 経理の状況

(単位: 円)

(1) 平成21年度伊勢市水道事業予算執行状況		平成21年 4月 1日 から 平成22年 3月 31日 まで		
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A %
(収益的収支)				
水道事業収益	3,008,832,000	2,993,207,446	15,624,554	99.5
営業収益	2,933,396,000	2,916,708,998	16,687,002	99.4
営業外収益	73,859,000	74,956,463	△1,097,463	101.5
簡易水道収益	1,577,000	1,541,985	35,015	97.8
水道事業費用	2,532,195,000	2,385,541,460	146,653,540	94.2
営業費用	2,271,910,000	2,169,603,125	102,306,875	95.5
営業外費用	232,660,000	199,876,898	32,783,102	85.9
簡易水道費用	4,957,000	4,393,766	563,234	88.6
特別損失	11,668,000	11,667,671	329	100.0
予備費	11,000,000	0	11,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	574,637,000	462,794,836	111,842,164	80.5
企業債	237,000,000	237,000,000	0	100.0
負担金	268,405,000	179,562,634	88,842,366	66.9
出資金	65,600,000	42,600,000	23,000,000	64.9
固定資産売却代金	3,632,000	3,632,202	△202	100.0
資本的支出	1,925,805,000	1,473,493,549	452,311,451	76.5
建設改良費	1,643,884,000	1,191,573,602	452,310,398	72.5
償還金	281,921,000	281,919,947	1,053	100.0

(単位:円)

(2)平成21年度伊勢市水道事業損益計算書		平成 21年 4月 1日 から 平成 22年 3月 31日 まで	
		借 方	貸 方
水道事業費用	2,291,218,754	水道事業収益	2,853,876,569
営業費用	2,110,938,554	営業収益	2,780,440,667
原水費	947,237,177	給水収益	2,722,375,800
配水及び給水費	277,232,288	受託工事収益	3,827,524
受託工事費	9,882,124	その他営業収益	54,237,343
総係費	231,122,069	営業外収益	71,967,153
減価償却費	594,332,742	受取利息及び配当金	3,419,969
資産減耗費	51,132,154	雑収益	9,096,129
営業外費用	164,369,259	朝熊山分担金	5,444,055
支払利息及び 企業債取扱諸費	148,347,994	加入金	54,007,000
雑支出	5,926,533	簡易水道収益	1,468,749
朝熊山雑支出	10,094,732	給水収益	1,466,749
簡易水道費用	4,243,270	雑収益	2,000
簡易水道費	4,243,270		
特別損失	11,667,671		
固定資産売却損	11,667,671		
当期純利益	562,657,815		
合計	2,853,876,569	合計	2,853,876,569

(単位:円)

(3)平成21年度伊勢市水道事業貸借対照表		平成22年3月31日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	19,414,355,130	固 定 負 債	531,966,741
有 形 固 定 資 産	19,225,206,625	引 当 金	531,966,741
土 地	1,324,631,467	退 職 給 与 引 当 金	172,527,472
建 物	759,596,726	修 繕 引 当 金	359,439,269
減 価 償 却 累 計 額	△ 352,757,434	流 動 負 債	436,712,481
構 築 物	25,196,058,798	未 払 金	435,372,944
減 価 償 却 累 計 額	△ 9,109,358,468	貯 蔵 品 購 入 未 払 金	351,551
機 械 及 び 装 置	3,004,382,040	営 業 未 払 金	169,298,597
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,808,765,715	営 業 外 未 払 金	2,363,511
車 両 運 搬 具	26,068,169	そ の 他 未 払 金	263,359,285
減 価 償 却 累 計 額	△ 21,648,223	前 受 金	32,364
工 具、器 具 及 び 備 品	66,088,999	営 業 前 受 金	32,364
減 価 償 却 累 計 額	△ 55,985,788	預 り 金	1,307,173
建 設 仮 勘 定	196,896,054	預 り 金	1,307,173
無 形 固 定 資 産	139,093,930	資 本 金	11,272,035,005
施 設 利 用 権	135,603,454	自 己 資 本 金	5,788,417,549
ソ フ ト ウ ェ ア	3,490,476	固 有 資 本 金	33,622,511
投 資	50,054,575	繰 入 資 本 金	567,552,600
投 資 有 価 証 券	50,054,575	組 入 資 本 金	5,187,242,438
流 動 資 産	3,226,240,710	借 入 資 本 金	5,483,617,456
現 金 預 金	1,326,157,533	企 業 債	5,483,617,456
現 金	60,000	剰 余 金	10,399,881,613
預 金	1,326,097,533	資 本 剰 余 金	9,837,223,798
未 収 金	264,567,692	受 贈 財 産 評 価 額	2,039,654,711
営 業 未 収 金	184,335,873	負 担 金	5,329,694,448
営 業 外 未 収 金	4,634,204	補 助 金	512,467,018
そ の 他 未 収 金	75,597,615	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,955,407,621
有 価 証 券	799,756,800	利 益 剰 余 金	562,657,815
有 価 証 券	799,756,800	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	562,657,815
貯 蔵 品	35,758,685		
原 材 料	35,758,685		
短 期 貸 付 金	800,000,000		
短 期 貸 付 金	800,000,000		
合 計	22,640,595,840	合 計	22,640,595,840



## 5 平成22年度予算の概要と事業運営方針

本年度の水道事業は、安定給水の確保と有収率の向上を図り効率的な維持管理を行うため、老朽配水本管の布設替工事、増口径管敷設替工事、配水本管の未整備地区への新規布設工事、下水道工事等に伴う配水本管布設替工事及び加圧施設の更新、水源施設の耐震補強等主なものとして予定しました。

事業運営面では、給水戸数54,557戸を予定し、年間総給水量においては17,619千 $\text{m}^3$ を予定しました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税等税込み額で水道料金等の営業収益2,922,891千円、営業外収益77,298千円、簡易水道収益1,449千円を合わせた水道事業収益3,001,638千円に対しまして、営業費用2,187,779千円、営業外費用239,984千円、簡易水道費用4,725千円、予備費11,000千円を合わせて水道事業費用2,443,488千円を見込み、その結果、差引消費税を除きますと、538,774千円の純利益が生じる見込みであります。

一方、資本的収支におきましては、収入555,249千円、支出1,681,962千円となり1,126,713千円の不足額が生じますが、過年度分損益勘定留保資金等で補てんする見込であります。

今後の運営は、節水型社会が続くなか、老朽配水本管並びに老朽施設の更新、公共関連工事に伴う布設替等不可欠な事業を抱え、事業財政は厳しい状況であります。市民に安全でおいしい水を安定供給するため、更なる経費の節減を徹底し、一層の経営努力を重ねる所存であります。

# 平成21年度 下半期伊勢市下水道事業の業務状況

## 1 事業の概要

本年度の下水道事業は、汚水処理事業として平成17年度より着手した流域関連公共下水道事業の第2期事業において、汚水幹線築造及び管渠の面整備を進めるとともに、マンホールポンプ設備の機械設備工事等を行いました。また、平成27年度までを事業計画期間とした第3期事業について、平成22年3月に三重県知事の認可を受け、事業着手の準備をしました。宇治・中村特定環境保全公共下水道事業ではマンホールポンプの機械設備工事を行いました。

雨水対策事業としては、雨水管渠の築造を行い、雨水管路の整備・拡充を図るとともに、ポンプ場の流入渠築造工事等を行いました。

維持管理業務においては、汚水処理場や雨水ポンプ場の適正管理を行うとともに、供用区域の水洗化に向けた地元説明会の開催や普及啓発に努めました。また、下水道使用料の窓口・徴収等業務の民間委託も2年目となり、サービスの向上や業務の合理化を進めるとともに、下水道使用料収納率の向上を図りました。

### イ 普及状況について

平成21年度末における処理区域面積は、1,113.3ha、処理区域内人口は、43,920人で平成20年度末に比べそれぞれ、85.0ha、3,833人増加し、普及率は32.8%になりました。

一方、水洗化戸数は12,604戸で平成20年度末に比して1,467戸増加し、水洗化率は72.9%になりました。

### ロ 業務量、収益的収支及び資本的収支について

平成21年度における業務量は、有収水量3,883,524 $\text{m}^3$ 、処理水量4,041,400 $\text{m}^3$ となり、平成20年度末に比べそれぞれ、492,929 $\text{m}^3$ 、546,012 $\text{m}^3$ 増加しました。

本年度の収益的収支は、消費税を除き収入額2,092,163千円、支出額2,115,921千円の執行となり、23,758千円の欠損を生じ、34,661千円の繰越欠損金と合わせて当年度末処理欠損金が58,419千円となりました。

一方、資本的収支においては、収入額3,201,416千円、支出額3,935,962千円の執行となり、建設改良費繰越財源3,181千円を除くと、737,727千円の収支不足となりましたが、繰越工事資金、資本的収支超過額等で補てんしました。

また、資本的収入において1,601,808円、資本的支出において、1,736,587円を翌年度に繰越しました。

### ハ 建設改良事業及び整備状況について

下水道の整備については、流域関連公共下水道事業の汚水幹線築造及び管渠の面整備等を実施することにより処理区域の拡大を図るとともに、浸水対策等下水道施設の整備拡充を進めました。

汚水整備工事としては、流域関連公共下水道区域において下水管渠を19,419m、マンホールポンプを1箇所整備しました。また、宇治・中村特定環境公共下水道区域では下水管渠を5m整備し、マンホールポンプ1箇所を更新しました。合計で汚水管渠を19,424m整備し、汚水管渠布設延長は、299,109mとなりました。

雨水整備工事としては、雨水管渠を439.5m整備し、雨水管渠布設延長は都市下水路（一般会計所管）から流域関連公共下水道へ統合した旧大湊第2都市下水路1,084.5mを含め、9,847mとなりました。また、ポンプ場においては、溝口第2ポンプ場の流入渠築造工事を実施しました。

以上が本年度における事業の概要ですが、今後も汚水処理・雨水対策事業ともに供用及び稼働区域においては適正な維持管理に努めていきます。また、汚水処理整備を行っている区域においては、計画に基づき供用区域の拡大を図り、生活環境の改善と公共用水域の水質改善に取り組み、雨水対策事業では管路等の整備を進め、浸水被害対策に取り組んでいきます。

## 2 下水道普及率

	行政区域内人口 (A)	処理区域内人口 (B)	普及率 (B/A)
計	134,049人	43,920人	32.8%

## 3 職員に関する事項

(単位:人)

区分	職員	技能労務職	嘱託職員	計
H21.9.30	36	2	4	42
H22.3.31	37	2	4	43

## 4 経理の状況

(単位:円)

(1)平成21年度伊勢市下水道事業予算執行状況		平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで		
区分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A%
(収益的収支)				
下水道事業収益	2,224,973,000	2,184,601,041	40,371,959	98.2
営業収益	742,301,000	742,797,300	△496,300	100.1
営業外収益	1,482,672,000	1,441,803,741	40,868,259	97.2
下水道事業費用	2,215,046,000	2,142,081,796	72,964,204	96.7
営業費用	1,624,581,000	1,558,558,936	66,022,064	95.9
営業外費用	585,965,000	583,522,860	2,442,140	99.6
予備費	4,500,000	0	4,500,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	4,811,978,000	3,201,416,089	1,610,561,911	66.5
企業債	2,613,300,000	1,606,800,000	1,006,500,000	61.5
負担金	388,360,000	398,997,900	△10,637,900	102.7
国庫補助金	1,810,318,000	1,195,618,189	614,699,811	66.0
資本的支出	5,724,414,000	3,935,961,669	1,788,452,331	68.8
建設改良費	4,990,687,000	3,203,307,416	1,787,379,584	64.2
企業債償還金	730,591,000	730,586,453	4,547	100.0
受益者負担金返還金	550,000	85,700	464,300	15.6
諸支出金	2,586,000	1,982,100	603,900	76.6

(単位:円)

(2)平成21年度伊勢市下水道事業損益計算書		平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	
		借方	貸方
下水道事業費用	2,115,920,685	下水道事業収益	2,092,163,358
営業費用	1,530,380,585	営業収益	715,162,864
汚水管渠費	27,555,567	下水道使用料	552,689,627
雨水管渠費	1,315,075	他会計負担金	161,739,466
流域下水道 維持管理負担金	280,281,243	その他営業収益	733,771
ポンプ場費	29,854,251	営業外収益	1,377,000,494
処理場費	183,224,328	受取利息及び配当金	650,000
普及促進費	35,912,857	他会計負担金	749,516,000
業務費	98,841,699	他会計補助金	589,941,000
総係費	67,882,530	国庫補助金	292,000
汚水減価償却費	679,500,781	県補助金	34,609,000
雨水減価償却費	120,986,905	雑収益	1,992,494
資産減耗費	5,025,349	当期純損失	23,757,327
営業外費用	585,540,100		
支払利息及び 企業債取扱諸費	583,057,708		
雑支出	2,482,392		
合計	2,115,920,685	合計	2,115,920,685

(単位:円)

(3)平成21年度伊勢市下水道事業貸借対照表		平成22年3月31日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	58,165,766,587	固 定 負 債	18,766,000
汚 水 有 形 固 定 資 産	41,163,487,730	引 当 金	18,766,000
土 地	333,762,771	修 繕 引 当 金	18,766,000
立 木	3,119,863	流 動 負 債	600,070,685
建 物	1,158,173,521	未 払 金	598,076,166
減 価 償 却 累 計 額	△ 129,728,410	営 業 未 払 金	141,315,490
構 築 物	34,379,973,991	そ の 他 未 払 金	456,760,676
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,959,613,588	前 受 金	833,100
機 械 及 び 装 置	4,031,492,475	営 業 前 受 金	2,100
減 価 償 却 累 計 額	△ 732,358,455	そ の 他 前 受 金	831,000
車 両 運 搬 具	4,026,882	預 り 金	1,161,419
減 価 償 却 累 計 額	△ 2,073,339	預 り 金	1,161,419
工 具、器 具 及 び 備 品	26,474,195	資 本 金	35,258,545,351
減 価 償 却 累 計 額	△ 22,334,769	自 己 資 本 金	5,566,386,320
建 設 仮 勘 定	4,072,572,593	固 有 資 本 金	5,566,086,320
雨 水 有 形 固 定 資 産	9,811,858,489	組 入 資 本 金	300,000
土 地	724,917,711	借 入 資 本 金	29,692,159,031
建 物	2,404,132,898	企 業 債	29,692,159,031
減 価 償 却 累 計 額	△ 89,991,247	剰 余 金	25,495,895,278
構 築 物	4,232,020,990	資 本 剰 余 金	25,554,313,791
減 価 償 却 累 計 額	△ 119,052,763	受 贈 財 産 評 価 額	212,062,060
機 械 及 び 装 置	2,777,641,713	他 会 計 負 担 金	2,661,396,567
減 価 償 却 累 計 額	△ 255,320,025	受 益 者 負 担 金	2,238,773,928
工 具、器 具 及 び 備 品	3,771,849	工 事 負 担 金	65,424,748
減 価 償 却 累 計 額	△ 302,463	周 辺 環 境 整 備 事 業 負 担 金	199,619,400
建 設 仮 勘 定	134,039,826	他 会 計 補 助 金	700,980,604
汚 水 無 形 固 定 資 産	7,140,365,793	補 助 金	19,400,205,509
施 設 利 用 権	30,821,310	そ の 他 資 本 剰 余 金	75,850,975
流 域 下 水 道 施 設 利 用 権	7,107,213,967	欠 損 金	58,418,513
電 話 加 入 権	75,000	未 処 理 欠 損 金	58,418,513
ソ フ ト ウ ェ ア	2,255,516		
投 資	50,054,575		
投 資 有 価 証 券	50,054,575		
流 動 資 産	3,207,510,727		
現 金 預 金	2,892,365,473		
現 金	100,000		
預 金	2,892,265,473		
未 収 金	315,145,254		

営業未収金	128,578,728		
営業外未収金	100,565,571		
その他未収金	86,000,955		
合計	61,373,277,314	合計	61,373,277,314

## 5 平成22年度予算の概要と事業運営方針

本年度の下水道事業につきまして、現在の下水道への接続実績と流域関連公共下水道の供用区域拡大に伴う新規接続見込みを勘案し、排水戸数を14,223戸、年間総排水量を4,305千 $m^3$ 、一日平均排水量を11,795 $m^3$ と予定しました。

主な建設改良事業としましては、汚水管渠敷設事業、処理場の整備および更新事業、雨水管渠の敷設および更新事業、並びに、ポンプ場の築造および更新事業を予定しています。

収益的収入および支出につきましては、収入において、下水道使用料および他会計負担金等で813,775千円を予定し、営業外収益の他会計負担金および他会計補助金等、1,244,750千円を合わせて、下水道事業収益として2,058,525千円を予定しています。

支出においては、事業運営に必要な職員給与、流域下水道維持管理負担金、委託料、動力費、並びに、減価償却費等で1,718,169千円、営業外費用には、企業債利息等で631,991千円を予定し、それに、予備費の450万円を合わせて、下水道事業費用として2,354,660千円を予定しています。

資本的収入および支出につきましては、収入において、流域関連公共下水道補助事業費等に伴う、企業債1,381,000千円、負担金において、他会計負担金および受益者負担金として、523,744千円を予定し、国庫補助金674,800千円を合わせて、資本的収入として、2,579,544千円を予定しています。

支出につきましては、年次計画に基づく流域関連公共下水道整備区域の汚水および雨水管渠整備やポンプ場設備の更新等をはじめ、流域下水道建設負担金等、2,493,033千円を予定し、企業債償還金、77,727千円、受益者負担金返還金、550千円、並びに諸支出金、4,211千円を合わせ、資本的支出として3,268,521千円を予定しています。

以上の結果、688,977千円の不足となる予定ですが、過年度分損益勘定留保資金等で補てんすることといたしております。

今後の運営は、流域関連公共下水道事業計画の推進と供用を開始した施設の維持管理等を抱え、事業財政は厳しい状況ではありますが、下水道への接続率の向上および下水道使用料の増収を図り、更なる経費節減に取組み、公共性と経済性の調和を図りながら効率的な運営に努め、住環境の改善と公共用水域の水質保全により市民サービスの向上になお一層の努力を重ねる所存であります。

## 平成 21 年度 下半期伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計の業務状況

### 事業の概要

#### ○総括事項

伊勢市認知症対応型共同生活介護（おばたグループホーム）は、介護保険法による要支援 2・要介護者であって、認知症の状態にある者について、共同生活を営むことにより、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話、及び機能訓練を営むことができるようにするために設置しました。

平成 21 年度 10 月 1 日からの入居者延人員は 9 名で、3 月末現在 9 名の方（定員 9 名）が利用されております。

#### ○経理の状況

下半期の収益的収支は、収入が 38,572,427 円、費用は 39,577,986 円で差引 1,005,559 円の純損失となりました。

収益の内訳は、事業収益としてグループホーム使用料 9,771,160 円、介護報酬 28,364,932 円、その他営業収益が 436,335 円です。

費用は、営業費用が 39,514,534 円で、その内訳は委託料 37,800,000 円、減価償却費 1,693,974 円、その他営業費用 20,560 円、営業外費用は 63,452 円で、その内訳は支払利息 59,952 円、雑支出 3,500 円です。

また、資本的収入において 3,195,000 円、資本的支出において 3,550,000 円を翌年度に繰越しました。

#### ○下半期（10 月 1 日から 3 月 31 日まで）の営業内容

区 分	グループホーム事業		
	平成 20 年度	平成 21 年度	増 減
入居者数	11	9	△ 2
退居者数	2	0	△ 2

平成21年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算執行状況(下半期・10月～3月)

(1) 収益的収入及び支出

収入	区分	予 算 額			執行額	予算額に比べ 執行額の増減	※ 備 考	
		当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による 支出額に係る財源充当額				合 計
第1款	グループホーム事業収益	37,674,000	93,000	0	37,767,000	805,427		
第1項	営業収益	37,673,000	93,000	0	37,766,000	806,427		
第2項	営業外収益	1,000	0	0	1,000	△ 1,000		
	合 計	37,674,000	93,000	0	37,767,000	805,427		

(単位：円)

支出	区分	予 算 額					執行額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	予算額に比べ 執行額の増減	※ 備 考			
		当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出額					小 計	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	合 計
第1款	グループホーム事業費用	39,595,000	0	0	0	0	39,595,000	0	39,577,986	0	17,014		
第1項	営業費用	39,526,000	0	0	0	0	39,526,000	0	39,514,534	0	11,466		
第2項	営業外費用	64,000	0	0	0	0	64,000	0	63,452	0	548		
第3項	予備費	5,000	0	0	0	0	5,000	0	0	0	5,000		
	合 計	39,595,000	0	0	0	0	39,595,000	0	39,577,986	0	17,014		

(単位：円)



(2) 資本的収入及び支出

(単位：円)

区 分	予 算 額					執行額	予算額に比 べ執行額の 増減	※ 備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通次 繰越額に係る 財源充当額			
第1款 資本的収入	0	3,195,000	3,195,000	0	0	0	△ 3,195,000	
第1項 負担金	0	3,195,000	3,195,000	0	0	0	△ 3,195,000	
合 計	0	3,195,000	3,195,000	0	0	0	△ 3,195,000	

支 出 (単位：円)

区 分	予 算 額					執行額	翌年度繰越額	予算額に比 べ執行額の 増減	※ 備 考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額				
第1款 資本的支出	1,859,000	3,550,000	0	5,409,000	0	1,858,631	0	3,550,000	369
第1項 建設改良費	0	3,550,000	0	3,550,000	0	0	0	3,550,000	0
第2項 企業償還金	1,859,000	0	0	1,859,000	0	1,858,631	0	0	369
合 計	1,859,000	3,550,000	0	5,409,000	0	1,858,631	0	3,550,000	369

## 損益計算書

自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日

(単位 : 円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
グループホーム事業営業費用	39,514,534	グループホーム事業営業収益	38,572,427
委託料	37,800,000	グループホーム使用料	9,771,160
減価償却費	1,693,974	介護報酬	28,364,932
その他営業費用	20,560	その他営業収益	436,335
グループホーム事業営業外費用	63,452	グループホーム事業営業外費用	0
支払利息	59,952	雑収益	0
雑支出	3,500		
当年度純損失	△ 1,005,559		
合 計	38,572,427	合 計	38,572,427

## 貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位 : 円)

資 産		負 債 ・ 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	82,551,861	固定負債	0
有形固定資産	82,397,861	借入金	0
建物	84,348,600	流動負債	0
構築物	610,050	一時借入金	0
車両運搬具	692,945		
工具・器具及び備品	10,186,470	(資本の部)	
減価償却累計額	△ 13,440,204	資本金	11,888,369
無形固定資産	154,000	繰入資本金	10,000,000
電話加入権	154,000	借入資本金	1,888,369
流動資産	8,105,802	剰余金	78,769,294
現金預金	3,541,473	資本剰余金	81,082,015
未収金	4,564,329	国庫補助金	22,000,000
前払金	0	県補助金	11,000,000
		他会計補助金	48,005,015
		その他資本剰余金	77,000
		利益剰余金	△ 2,312,721
		前年度繰越利益剰余金	△ 1,307,162
		当年度純利益	△ 1,005,559
資 産 合 計	90,657,663	負 債 ・ 資 本 合 計	90,657,663

## 平成22年度予算の概要と事業の経営方針

平成22年度の認知症対応型共同生活介護事業につきましては、夜勤の義務化などの影響等により委託料が増額となり、平成20年度より利用料の改正をおこない経営の健全化を図りましたが、なお一層の安心で安全な経営に努める必要があると考えます。

また、認知症の症状のみられる高齢者に家庭的な雰囲気のもと生活していただけよう、介護技術の提供に努めるとともに、収入の確保に努めます。

事業運営につきましては、業務予定量といたしまして、入居者数を定員の9人、入院等による不在を見込んだ利用率を99.5%とし、年間利用予定人員を延べ3,268人としました。

収益的収入では、グループホーム利用料で9,832千円、介護報酬として29,334千円、その他営業収益1千円、雑収益1千円、計39,168千円を計上し、支出では、委託料、減価償却費をはじめとする営業費用、施設建設時に借り入れた企業債の利息等の営業外費用を合わせて41,245千円を予定いたしました。

その結果、収益的収支におきましては、2,077千円の純損失が生ずる見込みであります。

一方、資本的支出におきましては、企業債償還金1,889千円を予定計上いたしました。

この結果、1,889千円の収支不足となりますが、資本的収入がないため、過年度分損益勘定留保資金の内1,889千円で措置する予定であります。

伊勢市告示第 63 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 22 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	神久 1 号線	神久 2 丁目 959 番地先から 神久 2 丁目 847 番地先まで	旧	3.8	20.0
			新	6.0	20.0
		神久 2 丁目 962 番地先から 神久 2 丁目 962 番地先まで	旧	3.4	20.0
			新	6.0	20.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 64 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 22 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
神久 1 号線	神久 2 丁目 959 番地先から 神久 2 丁目 847 番地先まで
	神久 2 丁目 962 番地先から 神久 2 丁目 962 番地先まで

供用開始の期日 平成 22 年 7 月 9 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 65 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 22 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
柏東大淀線	伊勢市東大淀町字坊田 4065 番 2 地先から 伊勢市東大淀町字清水 3991 番地先まで
高向 41 号線	伊勢市御菌町高向字沖川原 1768 番 1 地先から 伊勢市御菌町高向字沖川原 1799 番 2 地先まで
小俣 20 号線	伊勢市小俣町相合 831 番 3 地先から 伊勢市小俣町明野 1801 番 3 地先まで
小俣明野 11 号線	伊勢市小俣町明野 1537 番 10 地先から 伊勢市小俣町明野 1537 番 10 地先まで 伊勢市小俣町明野 1538 番 2 地先から 伊勢市小俣町明野 1538 番 1 地先まで
一色 7 号線	伊勢市一色町字橋詰 614 番地先から 伊勢市一色町字橋詰 645 番 2 地先まで

供用開始の期日 平成 22 年 7 月 9 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市上下水道事業告示第 29 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 22 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
71	奥山業務店	伊勢市小俣町本町 43 番地	平成 22 年 7 月 5 日

伊勢市上下水道事業告示第 30 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 22 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
341	木村水道	志摩市阿児町鵜方 1065 番地 176	平成 22 年 7 月 8 日



伊勢市公告第 40 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 22 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 41 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 22 年 7 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市一之木 3 丁目	雑種	茶	雌	中	91 日 以上	緑の首輪 負傷犬（額に裂傷・ 後脚負傷）

2 抑留した日 平成 22 年 7 月 2 日

3 抑留期限 平成 22 年 7 月 13 日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

## 伊勢市消防本部公告第1号

次のとおり伊勢市消防職員の採用試験を行います。

平成22年7月5日

伊勢市消防長 保田 幸宏 印

- 1 採用予定者
  - ・ 消防職（一般） 7名程度
  - ・ 消防職（救急救命士） 3名程度

### 2 受験資格

次の各号に該当する者

- (1) 日本国籍を有し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 心身とも健全で、消防業務に支障がないこと。
- (3) 昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者
- (4) 消防職（救急救命士）は、救急救命士法（平成3年法律第36号）による救急救命士免許証を有する者

### 3 試験の方法

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験合格者を対象に行います。

#### (1) 第1次試験

##### ア 試験科目

教養試験、適性試験及び体力試験

##### イ 試験の内容

試験区分	内 容
教 養 試 験	社会・人文・自然に関する一般知識並びに文章理解・判断推理・数的推理・資料解釈に関する一般知識及び能力についての択一式による筆記試験
適 性 試 験	適性についての択一式による筆記試験
体 力 試 験	握力・上体起こし・腕立伏臥腕屈伸・時間往復走・立ち幅とび

#### (2) 第2次試験

##### ア 口述試験（面接）

##### イ 作文試験

##### ウ 健康診断

### 4 受験手続

#### (1) 申込方法

伊勢市消防本部が交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼付して、次の書類を添付し**必ず受験者本人が持参又は郵送してください。**

郵送の場合の宛先は、次のとおりです。なお、朱書きで「**職員採用試験受験申込書**在中」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合は、至急連絡する必要があるため、**必ず連絡先（電話番号）をご記入ください。**

写真は、上半身を写した名刺型で申込み前6か月以内に撮影したものとします。

〒516-0016 三重県伊勢市神田久志本町1436番地1 伊勢市消防本部 総務課 宛

添 付 す る 書 類	
消防職（一般及び救急救命士） 受験者共通	住民票の写し（本人分のみ、本籍・続柄等の記載が省略されたもの）1通、返信用封筒2通 （80円切手を貼付の上、返信先の住所、氏名を記入のこと。）
消防職（救急救命士）受験者のみ	救急救命士免許証の写し1通

(2) 申込受付期間

平成22年8月2日(月)から8月16日(月)まで

(午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日及び日曜日は除きます。)

ただし、郵送の場合は、平成22年8月14日(土)付消印まで有効とします。

5 試験の日時及び場所

(1) 第1次試験

平成22年9月19日(日)に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

(2) 第2次試験

10月中旬に行いますが、日時及び場所は第1次試験合格者に通知します。

1次試験合格者は、指定した検査項目に従い、各自で健康診断を受け、2次試験の当日までに提出してください。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

第1次試験及び第2次試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

10月下旬に受験者に通知します。

7 採用予定年月日

平成23年4月1日

8 職務内容等

採用後、全員三重県消防学校に入校し、研修を受けます。その後、各消防署等に配属され、消防業務全般に従事します。

9 給与

伊勢市職員給与条例に基づき支給します。

10 その他

この試験についての問い合わせは、伊勢市消防本部総務課へしてください。

(電話 0596-25-1206 又は 25-1264)

※ 受験番号		※ 受付番号	
--------	--	--------	--

※受付

伊勢市消防職員（一般）採用試験受験申込書

ふりがな				性別	生年月日		日本国籍の有無	写真		
氏名				男・女	・ 生 歳(平成23年4月1日現在)		有・無	1 本人、単身、胸から上を撮影したもの 2 写真の裏面に、氏名・生年月日を記入の上、貼付する。		
現住所(通知発送先)	郵便番号	-		採用後予定住所	郵便番号		-			
電話				電話						
学歴	学校名	部科名	所在地 市町村名	修学期間	卒・卒見込等の別	学校名	部科名	所在地 市町村名	修学期間	卒・卒見込等の別
				年 月 ～ 年 月					年 月 ～ 年 月	
				年 月 ～ 年 月					年 月 ～ 年 月	
職歴	勤務先の名称	職務内容	所在地	在職期間		勤務先の名称	職務内容	所在地	在職期間	
				年 月 ～ 年 月					年 月 ～ 年 月	
				年 月 ～ 年 月					年 月 ～ 年 月	
免許・資格	取得年月日		免許・資格			取得年月日		免許・資格		
	年 月 日					年 月 日				
	年 月 日					年 月 日				
	年 月 日					年 月 日				
(本市消防職員を希望する理由と自分のアピールを記入してください)										
(得意な学科)						(趣味)				
(健康状態)						(スポーツ)				
私は、地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しておりません。また、この申込書のすべての記載事項に相違ありません。										
年 月 日 氏名(自筆)										

- (注) 1 ※の欄は記入しないでください。  
 2 提出された書類は、合格、不合格の別なく一切返却いたしません。  
 3 この申込書の記載事項(年齢、学歴、職歴等)に不正があると採用される資格を失うことがあります。

※受験番号		※受付番号	
-------	--	-------	--

※受付

## 伊勢市消防職員（救急救命士）採用試験受験申込書

ふりがな				性別	生年月日		日本国籍の有無	写 真 1 本人、単身、胸から上を撮影したもの 2 写真の裏面に、氏名・生年月日を記入の上、貼付する。		
氏名				男・女	・ 生 歳(平成23年4月1日現在)		有・無			
現住所(通知発送先)	郵便番号		—	採用後予定住所	郵便番号		—			
電 話				電 話						
学 歴	学校名	部科名	所 在 地 市 町 村 名	修 学 期 間	卒・卒見込等の別	学校名	部科名	所 在 地 市 町 村 名	修 学 期 間	卒・卒見込等の別
				年 月 ～ 年 月					年 月 ～ 年 月	
				年 月 ～ 年 月					年 月 ～ 年 月	
職 歴	勤務先の名称	職 務 内 容	所 在 地	在職期間		勤務先の名称	職 務 内 容	所 在 地	在職期間	
				年 月 ～ 年 月					年 月 ～ 年 月	
				年 月 ～ 年 月					年 月 ～ 年 月	
救急救命士免許	登録年月日 平成 年 月 日				登録番号 第 号					
免 許 ・ 資 格	取得年月日	免 許 ・ 資 格			取得年月日	免 許 ・ 資 格				
	年 月 日				年 月 日					
	年 月 日				年 月 日					
	年 月 日				年 月 日					
(本市消防職員を希望する理由と自分のアピールを記入してください)										
(得意な学科)					(趣味)					
(健康状態)					(スポーツ)					
私は、地方公務員法第16条(欠格条項)に該当していません。また、この申込書のすべての記載事項に相違ありません。 年 月 日 氏 名(自筆)										

- (注) 1 ※の欄は記入しないでください。  
2 提出された書類は、合格、不合格の別なく一切返却いたしません。  
3 この申込書の記載事項(年齢、学歴、職歴等)に不正があると採用される資格を失うことがあります。

## 伊勢市病院事業公告第4号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成22年7月14日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

次のとおり職員の募集を行います。

### 1 採用職種及び採用予定者数

区分Ⅰ	薬剤師	1人程度
区分Ⅱ	臨床検査技師	2人程度
区分Ⅲ	作業療法士	1人程度

### 2 受験資格

次の各号に該当する方

- (1) 昭和56年4月2日以降に生まれた方で、当該免許を有する方又は平成23年3月に学校を卒業し、当該免許を取得見込みの方
- (2) 市立伊勢総合病院に通勤ができ、かつ、区分Ⅰ、Ⅱについては宿日直勤務が可能な方
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない方
- (4) 日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の方は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

### 3 試験の方法

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験合格者を対象に行います。

- (1) 第1次試験  
教養試験、一般性格診断検査
- (2) 第2次試験  
小論文及び口述試験（面接）

### 4 受験手続

#### (1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添付する書類
①本人のみの住民票の写し（本籍、続柄等の記載が省略されたもので可）
②返信用封筒2通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。）
③当該免許証の写し
④免許証を有しない方は、最終学歴となる学校の修了・卒業（見込み）証明書
⑤日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

(2) 申込受付期間

平成22年8月2日（月）から平成22年8月27日（金）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。日曜日、土曜日及び祝日は除きます。）

ただし、郵送の場合は、平成22年8月26日（木）付消印まで有効とします。

5 試験の日時及び場所

(1) 第1次試験

平成22年9月19日（日）に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

(2) 第2次試験

平成22年10月中旬に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

第1次試験及び第2次試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

平成22年11月上旬までに受験者に通知します。

7 採用予定年月日

平成23年4月1日 ただし、免許未取得の方は、免許取得後

8 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第124号）及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の規定に基づき支給します。

9 その他

この試験についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へしてください。

（電話 0596-23-5111 内線215、216）

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要性が生じますので、申込書には必ず連絡先（電話番号）を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課